

前 金	部 分 払
有	一 回

令和 6 年 度
建 整 ス 振 補 第 1 - 1 号

海浜公園内陸上競技場改修工事に伴う実施設計業務委託設計書

委託仕様は特記以外は業務委託共通仕様書(三重県)及び業務委託監督員の指示による。

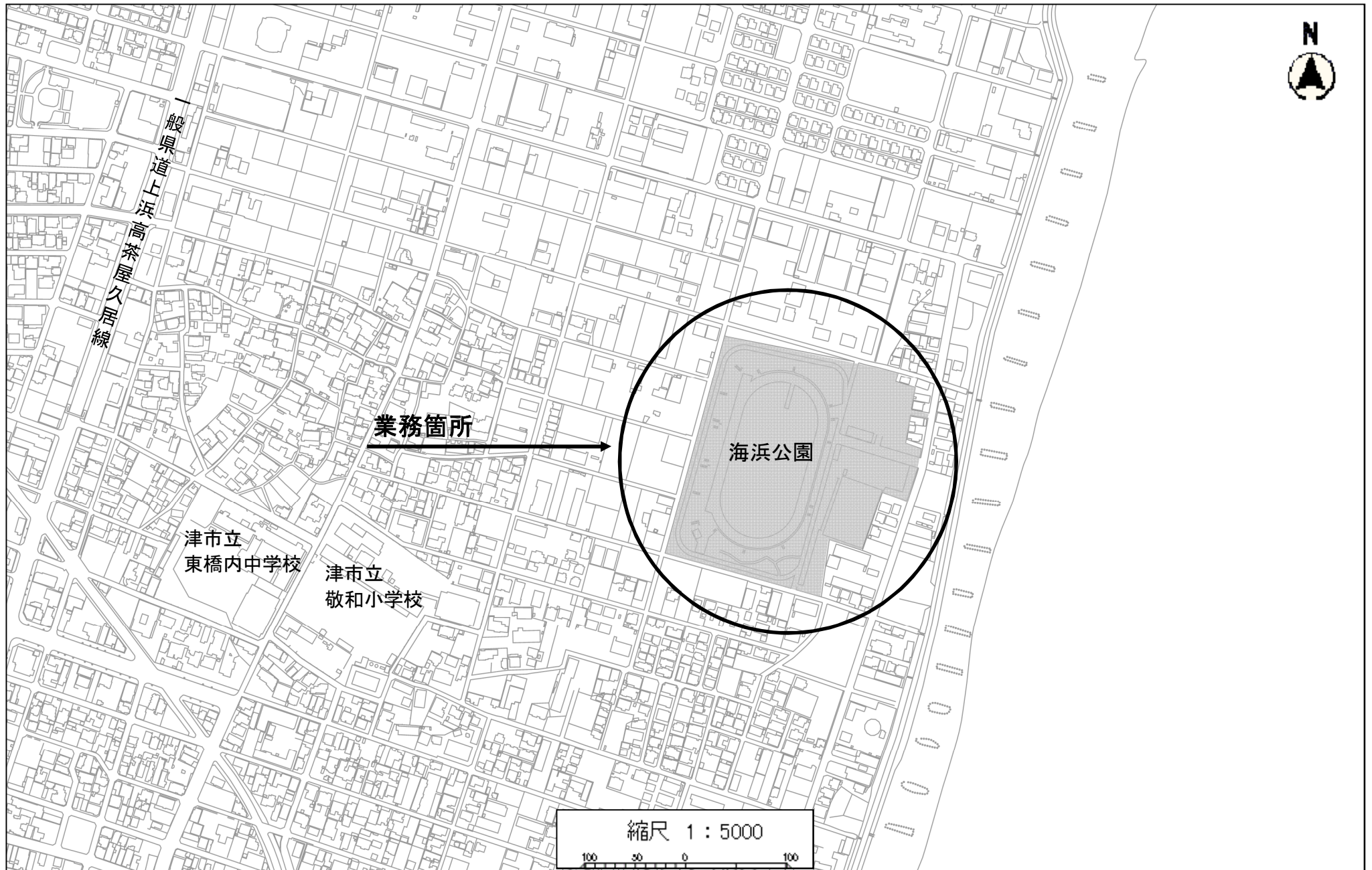
津 市
建 設 部 建 設 整 備 課

令和6年度		建整ス振補 第1－1号		業 務 委 託 設 計 書	
委託場所		津市末広町地内		担当参事	
				課 長	
委 託 名		海浜公園内陸上競技場改修工事に伴う実施設計業務委託		検 算 者	
				担当主幹	
設 計 額		(うち消費税等相当額)		担当副主幹	
				設 計 者	
履行期間		令和 7年 3月28日限り			
長	－	巾	－		
業 務 の 大 要					
実施設計 一式					

位置図

令和6年度建整ス振補第1-1号

海浜公園内陸上競技場改修工事に伴う実施設計業務委託



業務数量総括表

		業務名	令和6年度建整ス振補第1－1号 海浜公園内陸上競技場改修工事に伴う実施設計業務委託	当初	業 種	土木設計業務		
					項 目	公園設計		
項目・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
公園設計				式		1		
公園緑地設計				式		1		
公園緑地設計				式		1		
実施設計			A=4. 4ha	式		1		
撤去設計			A=3. 4ha	式		1		
鳥瞰図作成			A2サイズ1枚 着色仕上げ	式		1		
共通				式		1		
共通（設計業務）				式		1		

業務数量総括表

		業務名	令和6年度建整ス振補第1－1号 海浜公園内陸上競技場改修工事に伴う実施設計業務委託	当初	業 種	土木設計業務		
					項 目	共通		
項目・工種・種別・細別			規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
打合せ等				式		1		
打合せ			着手時・中間5回・納品時	業務		1		
関係機関等協議				機関		3		
直接経費				式		1		
直接経費				式		1		
旅費交通費				式		1		
旅費交通費（率計上）（設計）				式		1		
電子成果品作成費				式		1		

業務数量総括表

		業務名	令和 6 年度建整ス振補第 1 － 1 号 海浜公園内陸上競技場改修工事に伴う実施設計業務委託	当初	業 種	土木設計業務
					項 目	直接経費
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
電子成果品作成費（設計）		式		1		
直接原価		式		1		
その他原価		式		1		
業務原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
設計業務価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
業務費計		式		1		

令和6年度建整ス振補第1－1号

海浜公園内陸上競技場改修工事に伴う実施設計業務委託

数 量 総 括 表

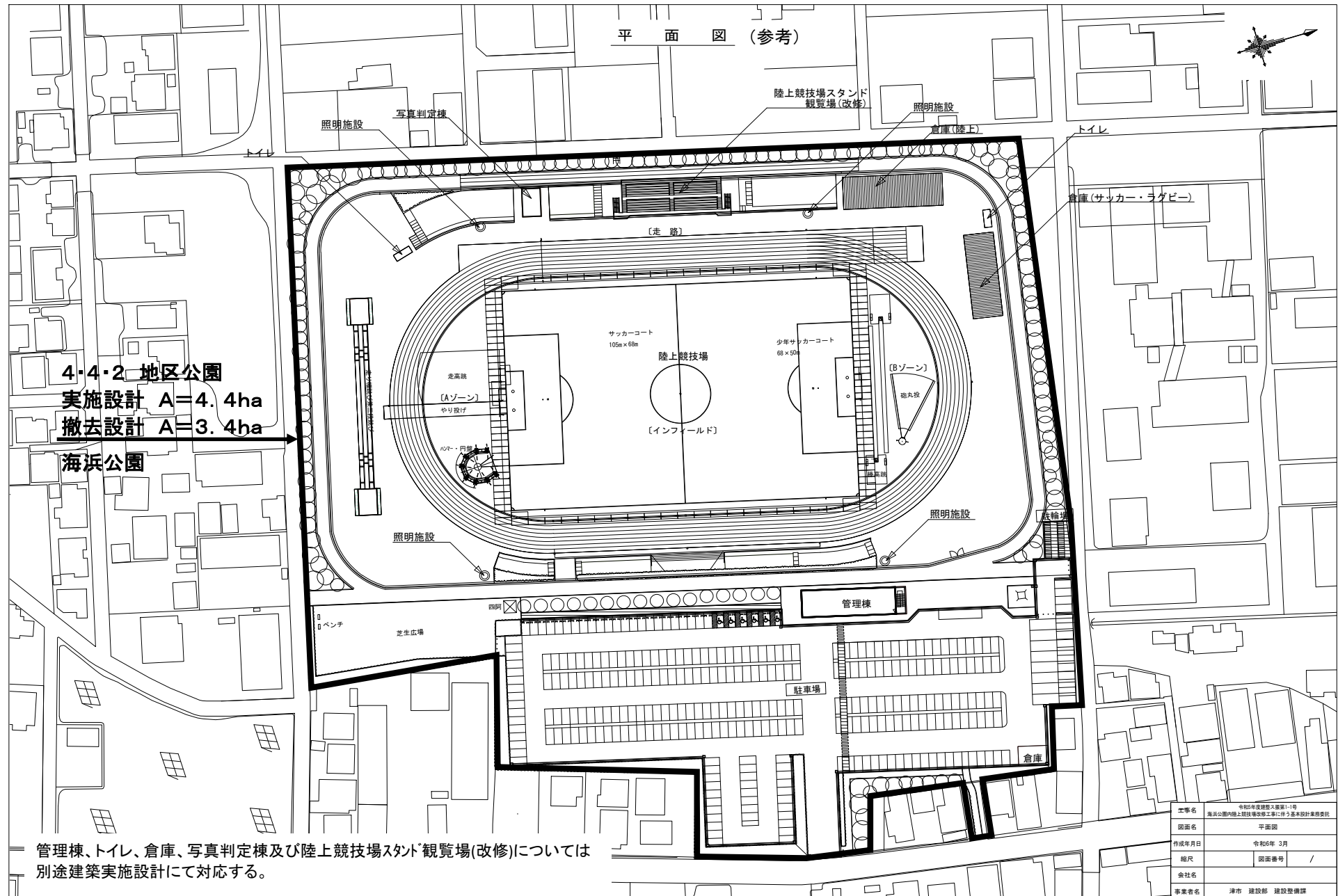
レベル1 : 公園設計

レベル1 : 共通

レベル1 : 直接経費

工 事 数 量 総 括 表							
レベル1 (工事区分)	レベル2 (工種)	レベル3 (種別)	レベル4 (細別)	レベル5 (規格)	単位	数量	摘要
公園設計					式	1	
	公園緑地設計				式	1	
		公園緑地設計			式	1	
			実施設計	A=4.4ha	式	1	
			撤去設計	A=3.4ha	式	1	
			鳥瞰図作成	A2サイズ 1枚	式	1	
共通					式	1	
	共通（設計業務）				式	1	
		打合せ等			式	1	
			打合せ	着手時・中間5回・納品時	業務	1	
			関係機関等協議		機関	3	
直接経費					式	1	
	直接経費				式	1	
		旅費交通費			式	1	
			旅費交通費（率計上）（設計）		式	1	

与条件図面



特 記 仕 様 書

(適用)

第1条 この特記仕様書は、「令和6年度建整ス振第1-1号 海浜公園内陸上競技場改修工事に伴う実施設計業務委託」(以下「本業務」という)に適用する。本業務の実施にあたっては、三重県業務委託共通仕様書、本特記仕様書及び監督員の指示による。

(業務の目的)

第2条 令和4年12月に策定した「津市スポーツ施設整備計画」において示す施設整備の方向性に基づき、海浜公園内陸上競技場の第3種公認取得に向け、既設のトラック、インフィールドの全面改修、照明施設の整備及びその周辺施設(駐車場、外構、照明設備等)の再整備に向けた改修工事に伴う実施設計業務を行うことを目的とする。

(業務内容)

第3条 本業務の内容は、以下の項目で構成する。

3-1. 実施設計 A=4.4ha

(1) 与条件の確認および調査

- 1) 与条件や基本設計の把握と整理
- 2) 適用設計条件や設計基準の確認
- 3) 関連機関との調整内容の確認
- 4) 現地細部確認調査(敷地境界、既存物の状況、供給処理設備など)
必要に応じ補足測量を行う。

(2) 実施設計の検討

- 1) 基本設計内容の整合性確認
- 2) 意匠性・芸術性・独自性に関する検討と設定
- 3) 安全性・機能性に関する検討と設定
- 4) 施工性・市場性に関する検討と設定
- 5) 維持管理性に関する検討と設定
- 6) 既存施設の保全・撤去・再利用に関する検討と設定
- 7) 目標工事費との調整

(3) 実施設計図の作成

以下の設計図面を作成する。(A1サイズとする。)

- | | |
|--------------|-----------------|
| 1) 実施設計平面図 | (縮尺 1:500) |
| 2) 割付平面図 | (縮尺 1:500) |
| 3) 造成平面図 | (縮尺 1:500) |
| 4) 施設平面図 | (縮尺 1:500) |
| 5) 植栽平面図 | (縮尺 1:500) |
| 6) 供給処理設備平面図 | (縮尺 1:500) |
| 7) 撤去平面図 | (縮尺 1:500) |
| 8) 造成断面図 | (縮尺 1:50～1:200) |

必要に応じ園路縦断面図や排水縦断面図を作成する。

9) 各種施設の構造図 (縮尺 1:10～1:50)

図面特記事項を付記する。

(4) 数量計算

- 1) 図面及び工事仕様書に基づく施工数量や材料の計算
- 2) 実施設計の検討に伴う応力や容量の計算
- (5) 実施設計説明書の作成
検討資料を取りまとめた報告書を作成する。

(6) 照査

- 1) 設計計画の適正照査
- 2) 設計方法や設計手法の妥当性の照査
- 3) 成果品の内容の適正照査

3－2．撤去設計 $A = 3.4$ ha

※管理棟、倉庫及び一部植栽は含まない。

(1) 既存施設の現況把握

既存施設の劣化状況把握と評価ならびに現況図整理（図面が無いものは個別に計測し、想定図の作成が必要、特に埋設基礎部や埋設管関係等。植栽は幹周についても詳細な計測が必要）

(2) 撤去等方針の設定

撤去・移設・補修活用などの方針設定、撤去物の分類、処分場の把握

(3) 撤去関係図の作成

撤去する施設を示した平面図、数量算出のための詳細図・想定図・根拠図等の作成

(4) 撤去等数量計算

通常の数量計算に加えて、素材分類毎の搬出量、運搬距離等の算出

3－3．鳥瞰図の作成

決定した内容に基づいて、対象地全体を俯瞰した鳥瞰図（A2 サイズ、着色仕上げ）を作成する。

3－4．その他

本業務にあたり、関係機関との協議を行うため、必要となる資料の作成を行うものとする。関係機関協議は、津市サッカー協会、津市ラグビーフットボール協会及び津陸上競技協会を想定。

(打合せ)

第4条 以下のとおり行うものとする。

- (1) 業務の実施にあたって、受注者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打合せの際相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計の主要な区切り並びに成果品納入時（成果物案の打合せ時を含む）において、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果を記録し相互に確認しなければならない。
- (3) 設計業務着手時及び成果品納入時（成果品案の打合せ時を含む）における打合せには、照査技術者も出席するものとする。

(提出書類)

第5条 受注者は、業務の着手及び完了にあたって下記の書類を提出しなければならない。な

お、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

- (1) 委託業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 管理技術者・照査技術者選任通知書
- (4) 業務計画書
- (5) 委託業務完成報告書
- (6) その他発注者が必要とする書類
(成果品の審査及び納品)

第6条 成果品の提出にあたっては、以下のとおりとする。

- (1) 受注者は、業務完了後に発注者の成果品検査を受けなければならない。
- (2) 成果品の検査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、成果品検査後であっても受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

(疑義)

第7条 本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者受注者協議のうえ、これを定める。

(成果品の提出)

第8条 納入する成果品は、以下のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|----------------|
| (1) 実施計画図 | 2部 (A3縮小製本) |
| (2) 実施設計報告書 | 2部 (A4版) |
| (3) 各種数量計算書 | 2部 (報告書内) |
| (4) 照査報告書 | 2部 (報告書内) |
| (5) 撤去施設等平面図、撤去施設等詳細図 | 2部 (A3縮小製本) |
| (6) 撤去設計説明書 | 2部 (報告書内) |
| (7) 撤去施設等数量計算書 | 2部 (報告書内) |
| (8) 打合せ記録簿 | 2部 (報告書内) |
| (9) 上記電子データ | 2部 (CD-R又はDVD) |
| (10) その他必要資料 | 1式 |

(準拠図書)

第9条 受注者は、業務に当たり下記に挙げる図書に準拠して行う。また、これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受けること。

- (1) 都市公園技術標準 (国土交通省)
- (2) 都市公園技術標準解説書 ((一社)日本公園緑地協会)
- (3) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン (国土交通省)
- (4) ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり ((一社)日本公園緑地協会)
- (5) 三重県ユニバーサルデザインのもちづくり推進条例 整備マニュアル (三重県)
- (6) 都市公園における遊具の安全確保に関する指針 (国土交通省)
- (7) 遊具の安全に関する規程 JPSA-SP-S:2024 ((一社)日本公園施設業協会)
- (8) 造園施工管理 技術編 ((一社)日本公園緑地協会)
- (9) 造園施工管理 法規編 ((一社)日本公園緑地協会)

- (10) 屋外スポーツ施設の建設指針 (公益財団法人日本スポーツ施設協会)
- (11) 陸上競技ルールブック (公益財団法人日本陸上競技連盟)

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.1

明示項目		明示事項（条件及び内容）	
ア	適用図書	☒ 設計業務等委託契約書	
		☒ 設計業務等共通仕様書（三重県）【令和3年11月制定】 部分改定を行った内容も含む（最新改定令和6年4月） ☒ 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【令和2年8月制定】 部分改定を行った内容も含む（最新改定令和5年11月） ☐ その他（ ）	
イ	業務計画等	☒ 契約締結後 14 日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 ☒ 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 ☒ 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ☐ その他（ ）	
ウ	成果の提出	☒ 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CAL S 電子納品運用マニュアル【令和5年7月改訂】によるものとする。 ☒ 本業務における成果物の提出部数は、（ ☐ 3 部 ☒ （2）部）とする。 ☒ 指示する期日までに提出する成果物あり。（別途、業務前に指示する。） ☒ 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 ☐ その他（ ）	
エ	工程関係	☒ 別途業務との工程調整の必要あり （別途業務名：津市海浜公園内陸上競技場管理棟等増築その他工事に係る設計業務委託） ☒ 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） ☐ その他（ ）	
オ	管理技術者の要件	管理技術者は、（ ☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者）とする。 ☒ 技術士 （ ☒ 建設 部門 都市及び地方計画 科目、 ☐ 部門、 部門・科目を問わない） ☒ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） ☒ R C C M の資格保持者 （ ☒ 都市計画及び地方計画 部門、 ☐ 部門を問わない） ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 ☒ 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければなら ない。 ☐ その他（ ）	

- (注)
- 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 - 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
 - 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書 (設計業務条件一覧表)

No.2

明示項目		明示事項 (条件及び内容)	
カ	照査技術者	☒ 概略・予備・詳細設計等については、照査技術者を定めなければならない。 ☐ 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 ()	
	照査技術者の要件	照査技術者は、(☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者) とする。 ☒ 技術士 (☒ 建設 部門 都市及び地方計画 科目、 ☐ 部門、 ☐ 部門・科目を問わない) ☒ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者 (技術管理者) ☒ R C C Mの資格保持者 (☒ 都市計画及び地方計画 部門、 ☐ 部門を問わない) ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 ☐ その他 ()	
	照査の実施	☒ 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 ☒ 詳細設計照査要領 (国土交通省大臣官房技術調査課監修 (令和4年3月版)) ☐ その他 ()	
キ	打合せ等	☒ 本業務における打合せ等の実施は次のとおりとする。 ☒ 業務着手時 ☒ 中間打合せ (5) 回 ☒ 成果品納入時 ☒ 関係機関打合せ協議 (3) 機関 業務着手時及び成果物納入時 (成果物案の打合せ時を含む) 及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 照査技術者については (☒ 業務着手時 ☐ 中間打合せ 回 ☒ 成果物納入時 (成果物案の打合せ時を含む)) の打合せに出席するものとする。	
ク	資料の貸与	☒ 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 (海浜公園内陸上競技場改修工事に伴う基本設計業務委託、海浜公園内陸上競技場改修工事に伴う測量業務委託) ☒ 貸与する資料の借用、返納においては、書面を提出すること。	

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書 (設計業務条件一覧表)

No.3

明示項目		明示事項 (条件及び内容)
ケ	業務条件	☐ 業務条件は下記のとおりとする。 ☒ 設計変更を行う際には、津市設計業務委託等変更ガイドライン (令和6年6月) を参考とする。 (津市HP「調達契約課からのお知らせ(工事・コンサル)」を参照) ☒ 設計業務等の業務環境改善に向けた取り組み (ウイークリー・スタンス) の対象業務とする。 (津市HP「津市設計業務等変更ガイドライン」を参照) ☒ 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については監督員の指示によるものとする。
コ	その他	☒ 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 ☒ 設計に採用する材料等について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品に該当する材料等がある場合は、採用を検討すること。検討した結果、該当する材料等については、監督員と協議のうえ、成果物 (設計図面、数量計算書等) の使用材料を表示する欄に「認定リサイクル製品」と記載すること。 ☐ その他

(注)

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のし印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書

特記事項		条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等		本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。 1 受注者等の義務 (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等には、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等には、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づき指名停止措置を講じるものとする。 また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 3 契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
配慮・依頼事項		本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れること。 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例		本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに關し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。 1 受注者等の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等には、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等には、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等には、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するとき、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあつては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関からは正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。 8 労働報酬下限額の運用について (1) 受注者は、運用対象契約(以下「対象契約」という。)の受注関係者(下請業者等)及び労働者(以下「対象労働者」という。)に、当該運用について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。 (2) 対象契約について、受注関係者から労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。 (3) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。 (4) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。 (5) 受注者は、受注関係者の労働環境の確保に係る誓約書、労働状況台帳及び個人事業主名簿を取りまとめ、津市が指定する期日までに提出すること。 (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の運用に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。 (7) 労働報酬下限額の運用に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。

前金支払いに関する事項

請負代金の額が130万以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いとするものとする。

令和6年度津市労働報酬下限額

労働報酬下限額	1, 0 4 7 円
---------	------------

ただし、契約期間中に三重県の最低賃金額が労働報酬下限額を超えた場合は、三重県の最低賃金を労働報酬下限額とする。